

屋外広告物適正化キャンペーンの実施結果について

屋外広告物の適正化について意識啓発を図るため、国では、毎年9月1日から10日を「屋外広告物適正化旬間」として定めています。

これに合わせて、本市では、屋外広告物制度の普及促進を図り、違反広告物の是正や良好な景観形成に対する市民、企業等の意識啓発を推進するため、屋外広告物適正化キャンペーンを次のとおり実施しました。

【実施内容】

1 屋外広告物安全対策推進パトロール

(1) 活動日時 平成28年9月27日(火) 9時30分～11時40分

(2) 活動場所 中原区 モトスミ・ブレーメン通り商店街(全長約550m)

(3) 活動内容

行政、業界^(※)が合同で啓発チラシの配布、屋外広告物の目視チェック及び安全点検のアドバイス、路上違反広告物の除却等を実施しました。

(4) 参加者

川崎市、^(※)一般社団法人神奈川県広告美術協会

〔同行(神奈川県都市整備課、国土交通省の委託業者)、取材(朝日新聞社)〕

※ 当初の予定では、9月8日(木)に、モトスミ・ブレーメン通り商店街振興組合、住吉地区町内会との合同での実施を予定していましたが、台風の接近により中止となり、上記の結果となりました。

2 路上違反広告物市内一斉除却活動

(1) 活動期間 平成28年9月1日から10日まで

(2) 活動内容

屋外広告物適正化旬間に合わせ、はり紙、はり札、立看板等の路上違反広告物を対象に、各区役所道路公園センターによる除却活動を実施しました。

3 様々な広報媒体による啓発

市政だより(8月21日号)、市ホームページ、川崎駅東西自由通路内河川情報表示板への掲載、本庁舎への広告幕「9月10日は屋外広告の日です」の掲出等により屋外広告物のルールや安全対策に関する啓発を行いました。

9月1日～9月10日は「屋外広告物適正化旬間」です。

～屋外広告物適正化キャンペーン～

屋外広告物のルールを守り、安全・安心で美しい街なみ！

良好な景観を形成し、風致を維持し、屋外広告物による危害を防止するため、市では「川崎市屋外広告物条例」で屋外広告物に一定のルールを定めています。

対象となる屋外広告物の主な例

- 屋外広告物は、原則として許可が必要です。
- 広告物の種類や地域に応じて大きさ、高さ、設置場所などの許可基準があります。
- 自己の店舗や事業所の敷地に自己の店名や営業内容などを表示する「自家広告物」は、一定の面積以内は許可が不要となる場合があります。

ルールに違反して広告物を表示・設置した場合、罰則の適用を受ける場合があります。

違反となる屋外広告物の主な例

- 街路、落下のおそれがある広告物を設置してはいけません。
- 電柱、街灯柱等には、はり紙、はり札、立看板等を表示することはできません。
- 道路上に広告物を置くことはできません。
- 許可基準に適合しない広告物を表示・設置することはできません。

詳しい内容は [川崎市建設緑政局道路管理部路政課屋外広告物係](http://www.city.kawasaki.jp/3/area/daigyo/28040370-0000.html) TEL:044-200-2814 へお問い合わせください。

ホームページ [川崎市屋外広告物 検索](http://www.city.kawasaki.jp/3/area/daigyo/28040370-0000.html)

9月10日は「屋外広告の日」です。

あなたの看板 安全ですか？

屋外広告物は、風や雨、強い日差し等の厳しい自然環境により、知らず知らずのうちに、部材の腐食、ゆるみ、劣化が発生し、落下や倒壊の危険性が高まっているかもしれません。

平成27年2月、北海道札幌市内で店舗ビルの看板の一部が落下し、歩行者を直撃して意識不明の重傷を負わせる事故が発生しました。

■ 屋外広告物の設置者又は管理者は、良好な状態に保持しなければならない管理義務があります。

■ 事故が発生した場合、責任を問われる場合があります。

落下、破損等による事故の未然防止のため、定期的に点検を行い、安全管理に努めましょう！

日常点検を行い、危険の兆候をチェックしましょう！ 早期発見が事故を防ぎます

サビ 鉄骨やボルトのワジは、錆びの第1号！	汚れ ワジが汚れていると、内部が腐敗しているかも！	ズレ・欠落 看板のズレや取付具の欠落は落下の危険性！	照明不点灯 漏電の場合は火災の危険も！
---------------------------------	-------------------------------------	--------------------------------------	-------------------------------

専門業者に相談しましょう！ 早期対応が費用を抑えます

早めに対応すれば、サビを落とし保険料を安くすれば済むものも、放っておくと取替えや大規模補修により多額の費用がかかります。事故が発生した場合は賠償責任を問われる場合もあります。

- 日常点検で危険な兆候を見つけたら、依頼できる専門業者に相談しましょう。
- 劣化した看板は、事故のリスクが増加します。専門業者に依頼して、内部の構造まで詳細に点検し、補修や取替え等の対策を行いましょう。
- 腐食の塊以上の損傷や大型台風の際は、専門業者に即時点検の依頼をしましょう。

専門業者は、川崎市に屋外広告物の登録（届出）をしている業者を御活用ください。
登録（届出）業者は、ホームページでご覧いただけます。

[川崎市屋外広告業者登録制度 検索](http://www.city.kawasaki.jp/3/area/daigyo/28040370-0000.html)

川崎市 建設緑政局 道路管理部 路政課 屋外広告物係
川崎市川崎区駅前本町12-1-1 川崎駅前タワー11階 電話044-200-2814

Colors,Future! 川崎市 インフォメーション

9月1日～9月10日は **屋外広告物適正化旬間** です

あなたの看板 安全ですか？

定期的に点検を行い、安全管理に努めましょう！

事故が発生した場合には、責任を問われることがあります！

【問合せ】建設緑政局 道路管理部 路政課
TEL:044(200)2814 FAX:044(200)3978



本庁舎への広告幕掲出 (8/29～9/12)

Colors,Future! 川崎市 インフォメーション

屋外広告物適正化キャンペーン

屋外広告物のルールを守り安全・安心で美しい街なみ！

良好な景観を形成し、風致を維持し、公衆に対する危害を防止するため、条例で屋外広告物に一定のルールを定めています。

川崎駅東西自由通路内河川情報表示板 (8/30～9/10)